

くらしの安心情報

情報ファイル NO.70

平成 21 年 8 月 11 日

在宅ワーク(パソコン入力)の契約をしたが、高額な教材を購入させられた上、仕事ももらえません！

相談内容

【相談者 30代 男性】

3ヶ月前に、「在宅で仕事をしませんか。簡単なデータ入力の仕事で高収入を得られます。」と電話がありました。「事前に研修があり、教材費が必要だが、仕事で得た収入で支払えば負担もない。」と言われたので、48万円の教材をクレジットで購入しました。しかし、なかなか研修を終了させてもらえず、生活が苦しくなるばかりです...

対処方法

これは、「自宅で簡単な仕事をするだけで高収入が得られる」などという電話等で勧誘し、「その仕事をするのに必要だ」と言って高額な商品を購入させる『内職商法』の事例です。結局仕事は提供されず、商品の代金支払だけが残ることがほとんどです。

- ・この商法は、法律で「業務提供誘引販売取引」にあたり、契約書面の交付やクーリング・オフ期間(*)等についての規制があります。
- ・相談者には、契約書を受取っていないので、クーリング・オフ期間が過ぎても解約できることを説明し、クーリング・オフ通知を出すよう助言しました。
- ・勧誘時のセールストークのみを信じて契約しないこと、また、仕事の具体的な内容や報酬等の条件を確認し、それらが記載された書面を受取ることが必要です。何よりも、「仕事を始めるに当たって、商品を購入することが条件」という契約には、十分注意を払うことが重要です。
- ・早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

(*) 契約書面を受け取った日から一定期間(この場合は 20 日間)は無条件で解約できる制度。

いつになったら
仕事が...



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)